

安保法

新任務訓練 25日にも

国内で開始 南スーダン想定

政府は、安全保障関連法施行に伴い自衛隊の新たな任務となった「駆け付け警護」と「宿営地の共同防衛」の実施に向け25日にも国内訓練を開始する方針を固めた。自衛隊の海外活動を拡大する安保法が運用段階へ本格的に移行する。南スーダンの国連平和維持活動（PKO）にこれから参加する陸上自衛隊部隊へ新任務を付与することを想定。

稲田朋美防衛相が24日に訓練開始を正式表明する見通しだ。政府関係者が19日明らかにした。

南スーダンでは現在、陸自第7師団（北海道千歳市）を主力とする約350人が10次隊として活動している。訓練は、11次隊として11月に派遣されるのが内定している第5普通科連隊（青森市）を中心に進められる見込み。防衛

省は海外派遣部隊を教育する専門部隊を訓練に立ち会わせて、武器使用の手順などを指

安全保障関連法の新任務 安保法で歴代政権が禁じた集団的自衛権行使が可能になるなど、自衛隊の任務が大幅に拡大した。国連平和維持活動（PKO）では武器使用基準が緩和され、武装集団に襲われた国連要員らを救出する「駆け付け警護」や、他国軍との宿営地の共同防衛など治安維持業務を解禁。平時からの米艦防護や在外邦人の救出もできる。従来、米軍を想定していた後方支援は対象国を拡大したほか、弾薬提供や発進準備中の戦闘機への給油など支援内容も拡充した。

導する方針だ。訓練は当面、非公開で実施されるとみられる。

実際に新任務を付与するかどうかは、現地情勢や部隊の習熟度合いなどを見極めた上で別途、判断する考えだ。

駆け付け警護は、武装集団に襲われた国連職員らを隊員が武器を使って救出する任

務。宿営地防衛は、PKOに派遣された他国軍と共に宿営地を共同で警護する任務で、いずれも安保法によって正当防衛などに限っていた従来の武器使用基準が緩和されたことで可能となった。

安保法は3月施行。安倍政権は7月の参院選への悪影響を懸念し、新任務の付与やそれに先立つ訓練を先送りしてきた。武器使用の手順を細かく定めた新たな「部隊行動基準」の作成など、規則類の準備が整ったとして訓練を開始する。

このほか、平時からの自衛隊による米艦防護の訓練については、調整を継続する。